

令和7年度 第2回「鎌倉市歴史的風致維持向上計画協議会」議事録

1 日 時 令和8年（2026年）2月5日（木）10時～12時

2 場 所 鎌倉市本庁舎 201会議室

3 出席者 協議会名簿のとおり

4 会議次第

（1） 開会

（2） 議事

ア 令和7年度 進行管理・評価（案）について

イ 第2期計画の素案について

ウ 第1期計画の最終評価の実施について

（3） 報告

ア 歴史まちづくりに関する今後の取組について

イ その他

（4） 閉会

5 配付資料

資料1 会議次第

資料2 委員名簿

資料3 鎌倉市歴史的風致維持向上計画協議会条例・施行規則

資料4 鎌倉市歴史的風致維持向上計画 令和7年度進行管理・評価シート（案）

資料5 第2章素案【序・第1章】～【第7・8章】

資料6 進行管理・評価の進め方

資料7 鎌倉市歴史的風致維持向上計画の最終評価について

資料7（別紙） 鎌倉市歴史的風致維持向上計画・最終評価に向けた整理

資料8 歴史まちづくりに関する今後の取組の進め方

6 会議の概要

（1） 開会

事務局 本日は令和7年度第2回鎌倉市歴史的風致維持向上計画協議会にご参加をいただきまして、誠にありがとうございます。本日、開会に先立ち、事務局から報告と確認をさせていただきます。1つ目は、本日、お越しいただいている委員の皆様の任期が昨年の6月24日をもちまして満了しておりましたため、昨年6月に委員を引き続き、お願いしたく、ご連絡を差し上げ、ご快諾いただきました。

本日は新たな期間の委嘱状を配付させていただきましたので、ご確認いただきたいと思います。新たな任期は、令和9年6月24日までとなりまして、引き続き本市の歴史まちづくりの推進にご理解とご協力を賜りますよう、どうぞよろしくお願い

申し上げます。

2 件目は、歴史的風致維持向上計画の第 2 期の計画の策定についてです。国土交通省との協議におきまして、歴史的風致の構成要素となる建造物と活動が50年以上続いている根拠について、さらなる調査や資料収集等を行い、関係者へのヒアリングや資料作成に時間を要しました。

このため、第 2 期計画が第 1 期計画の計画期間である令和 8 年 3 月までに策定できないことから、第 1 期計画の計画期間を令和 8 年 9 月まで延長する旨を昨年の 12 月に書面にて確認をさせていただき、ご承諾をいただきました。この場を借りてお礼を申し上げます。

その後、国との協議におきまして、第 2 期計画の策定期間及び現計画の計画期間延長について、ご理解をいただき、令和 8 年 3 月までに期間延伸の申請を行い、認定をいただくことになっておりますので、改めてご報告をさせていただきます。

3 点目は本日の出席状況についてです。小林副会長、福岡委員、赤松委員、星名委員、波多辺委員、岡委員、向原委員、能條委員から欠席のご連絡をいただいております。委員総数18名のうち、10名の方が出席となり、本協議会の規定の条例施行規則の第 32 号を規定に基づき、過半数の出席となり、会議が成立していることをご報告いたします。

また、この会議について、市のホームページで傍聴者を募ったところ、希望する方がいなかったことをご報告いたします。

本日の配付資料について、開催通知とあわせてお送りしておりますが、資料1から資料8までお手元に紙で配付しております。不足等がございましたら、お知らせください。

ここからは西村会長に進行をお願いします。

西村会長 この協議会は年に一度、この時期に 1 年間の歴まち計画の各事業の進捗状況をチェックして、進捗状況が適切かどうかを議論するという場です。今回は、進捗状況の確認以外に、計画期間の延長や第 2 期計画の話などの話もありますが、よろしくをお願いします。中でも、机上にあります第 2 期計画の厚い素案が議論の中心となると思いますので、よろしくお願いします。

また、令和 7 年度の進行管理の評価の案につきまして、今年が最終年度となるため、第 1 期計画の評価についても議論しますので、よろしくお願いします。

それでは会議次第に沿って議事を進めます。まず、本日の会議の趣旨について、事務局から説明をお願いします。

事務局 資料 1 の会議次第をご覧ください。

初めに、議事(1)令和 7 年度進行管理評価については、これまで取り組んでいる 7 年度の歴まち計画に位置づける各事業について、事業を所管する各課において令和 7 年度の取り組みの進捗状況を評価していますので、その概要について説明します。

続いて議事(2)第 2 期計画の素案については、冒頭に申し上げたとおり、令和 8 年度10月の策定を目処に進めている第 2 期目の計画が素案の段階までまとまりました。その概要について画面上のパワーポイント資料で、説明いたします。

議事(3)第 1 期計画の最終評価では、現在の計画において10年間これまで事業に取り組んできましたが、評価対象とする事業を抽出した上で、外部評価委員の選任

を行うこととなりますので、その概要を説明し、ご審議をいただきます。

その後、報告事項について、今後の取り組み状況について説明します。以上で会議の趣旨についての説明を終わります。

(2) 議事

ア 令和7年度の進行管理・評価（案）について

西村会長 令和7年度の進行管理・評価（案）について事務局から説明をお願いします。

事務局 令和7年度の進行管理・評価（案）について説明いたします。資料4は白黒の印刷となっておりますので、画面で表示している資料もあわせてご覧いただければと思います。

鎌倉市歴史的風致維持向上計画は、平成28年度から10年間の計画期間です。計画に記載した事業について、歴史まちづくり法の規定に基づき、毎年度、進捗評価を実施し、国へ報告することになっています。

このため、庁内の検討部会などを活用し、各事業の進捗評価を実施するとともに、毎年度末に法定協議会にて、進捗評価の結果について意見を伺っています。

本計画につきましては、令和3年度に事業の追加や見直しなどを行い、29の事業を計画に位置づけるとともに、令和4年度からは、国支援事業の社会資本総合整備計画の街なみ環境整備事業を活用し、事業の推進を図っています。

各事業の進捗評価については、それぞれの事業の所管課が進捗状況の自己評価を行い、国で定められた評価シートにまとめています。

資料4の評価シートは現在作成中のものありますが、最終的には3月末までの内容を盛り込んだ上で、令和8年度に国へ提出します。今回はこの進捗評価シート案の確認と、各事業の自己評価に対する意見を賜りたいと考えております。

1 ページは計画の実現に向けた推進体制についてです。令和7年度の推進体制は、基本的に令和6年度と変更はありません。実施内容は、本日の協議会を含め、歴史的遺産と共生するまちづくり推進検討委員会・推進検討部会を活用し、令和7年度の進捗評価について審議を行ったことや、第2期計画の策定に向けた検討を開始したことなどについて記載しています。

2 ページの都市計画に関する施策について、令和7年度の評価では、古都保存法や都市計画法、都市景観法など、歴史的風致維持向上に資する様々な制度を運用し、周知を図ることで良好な景観の形成に努めたことなどを記載しています。

3 ページの景観地区の活用について、令和7年度は、これまでに引き続き景観計画や景観形成ガイドライン、市独自の屋外広告物条例など様々な制度を活用し、良好な景観の形成に努めてきたことなどを記載しています。

4 ページからは、③の歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項です。本計画では、29事業のうち4事業が完了しているため、令和7年度は、残りの25事業について評価シートを作成しています。今回の説明では、毎年度継続している実施事業については、令和6年度との変更点などを中心に説明します。景観重要建築物等助成事業については、令和7年度は鎌倉市の景観重要建築物等の寸松堂と猪熊亭の2件の建築物について建築修繕に対する助成金を交付することとしています。

5 ページの扇湖山荘庭園防災工事業については、平成29年度以降に防災工事を実施しておらず、今後の事業化も見込まれないことから進捗状況は計画通り進捗し

てないと評価をしています。

なお、現在は、当該地の利活用事業者の募集を行い、利活用の取り組みを進める中で防災工事についても検討を行っている状況です。

6 ページの歴史的風致形成建造物保存整備事業には、令和4年度から国支援事業の街なみ環境整備事業を活用し建造物の整備を進めており、進捗状況については計画通り進捗しているとしています。

7 ページの人と環境に優しい公共交通を中心としたまちづくり事業について、ロードプライシングの導入に向けて関係機関との協議も含めて検討を進めているものの制度面や技術面での課題が多いのが現状であり、進捗状況については計画通り進捗していないとしています。

一方で、令和7年度は鎌倉地域における交通環境改善のため公共交通による来訪を促すWeb広告を令和6年度に引き続き展開するとともに、本来の総合的な交通政策の基本方針を定めた鎌倉市交通マスタープランの改定及び持続可能な交通環境の実現に向け鎌倉市地域公共交通計画を策定するなどを記載しています。

8 ページの北鎌倉県道沿い歩行空間整備事業については、令和4年度から事業期間を延長し時間をかけた事業展開を視野に入れて取り組んでいますが、地元や関係機関との協議に至らず、いまだに事業着手に至っていないため、進捗状況については計画通り進捗していないとしています。

9 ページの公衆トイレの改修整備事業については、鎌倉文華館 鶴岡ミュージアム脇のトイレにおいて、和式便器2基を洋式便器に改修したことを記載しています。

10 ページの歴史的遺産をつなぐ散策路等整備事業については、令和7年度は荏柄天神社の周辺道路美装化等の整備を行いました。長谷地区では旧諸戸邸の遊歩道の安全対策として落石防護柵の整備に着手しました。史跡大町釈迦堂道口遺跡周辺の道路の美装化等の整備につきましては、入札不調のため令和8年度に繰り越しています。推進検討部会においては、ウォーカブルな環境作りについて検討を始めたことなどを記載しています。

11 ページの若宮大路及び小町通景観形成ガイドライン運用等事業については、令和2年度から運用を開始したガイドラインをもとに、地域の良好な景観形成のため、事業者との協議や地元の商店会、景観整備機構との意見交換を行うなど、ガイドラインの活用と図る取り組みを行ったことなどについて記載しています。

12 ページの屋外広告物条例制定・運用事業については、令和7年度は、商店街街灯柱などへ設置する吊り下げ広告旗の許可に関する要綱及び吊り下げ広告旗表示ガイドラインを策定したことや、公共施設への広告付き公共サインの運用について検討したことなどを記載しています。

13 ページから17 ページまでの、樹林地・緑地関係の事業は、概ね令和6年度と同様の実施状況となっておりますが、樹林維持管理事業は、令和7年度から民有緑地維持管理助成事業に移行しています。

18 ページの発掘調査速報展示事業については、遺跡調査研究発表会や遺跡調査速報展を開催したこと、および考古学シンポジウムの開催予定などを記載しています。

19 ページの出土遺物庁舎内展示事業については、出土遺物を常設展示するとともに年数回の展示替えを行ったことを記載しています。

20 ページの史跡環境整備事業については、史跡大町釈迦堂口遺跡において安全柵や説明看板等を設置し、暫定公開を行ったことや、史跡北条氏常盤亭後で防災工事

に着手ことなどを記載しています。

21～22ページの文化財関係事業については、概ね令和6年度と同様の実施状況となっています。

23ページの観光案内板等整備事業については、青蓮時の名所揭示板の建て替えの他、令和7年度中に山ノ内の観光案内ルート版の設置等を実施することを記載しています。

24ページの博物館等運営事業と市内歴史・文化施設の連携については、市内在住在学の小中学生に対し、鎌倉国宝館と鎌倉歴史文化交流館で共通の年間パスポートを配付し、来館を促進したことや市内文化施設の保管が連携し、ミュージアム巡り、スタンプラリーを実施したことなどや文化施設の連携による運営強化の取り組みを進めていることなどを記載しています。

25ページの鎌倉市にふさわしい博物館事業については、令和2年6月に策定した鎌倉市にふさわしい博物館基本構想に基づき、エコミュージアムの理念を取り入れた鎌倉市にふさわしい博物館、（仮称）鎌倉ミュージアムの具体的な検討を行ったことや基本計画の素案を作成し、委員会において内容を検討したことなどを記載しています。

26ページの郷土芸能普及啓発支援事業については、鎌倉郷土芸能大会を鎌倉生涯学習センターで開催したことや27ページの御霊会助成事業について、面掛行列を実施している団体に補助金を交付し、継承活動を支援したことなどを記載しています。

29ページの教育情報事業については、「私たちの鎌倉」などのデジタル版を児童生徒や教職員に配付し、活用の機会を増やしたことなどを記載しています。

29～31ページでの「④文化財の保存または活用に関する事項」では、令和6年度と同様に、文化財の指定や修理、復旧啓発に取り組んでいくことなどを記載しています。

32ページの効果・影響等に関する報道につきましては、令和7年度の各メディアで、鎌倉市の歴史的遺産と共生するまちづくり・取り組みが関連する報道が多数なされたことなどを記載しています。

33ページでは、日本遺産に関する急計画策定、啓発活動について記載しています。

34ページでは、鎌倉国宝館、鎌倉歴史文化交流館において実施したイベントやツイッターによる情報発信を行ったことなどについて記載しています。

35ページでは、既に完了した4つの事業を記載しています。

最後に36ページでは、本日の法定協議会の終了後、主なコメントの概要を記載する予定としています。

皆様からいただきました意見等をコメントの概要としてまとめ、今後、対応方針案を作成した上で、会長、副会長と事務局で調整して作成したいと考えています。

令和7年度進行管理・評価（案）についての説明を終わります。

西村会長 23ページの観光案内板等整備事業の進捗状況について、令和7年度中に設置を「実施する見込み」とありますが、現在は令和7年度末なので、事業を実施したのであれば「実施した」といった表現になるのではないですか。

事務局 事業者と1月に契約を行い、3月末までには事業を実施する予定です。最終的には、「実施する見込み」ではなく、「実施した」と記載します。

大木委員 観光案内版等を普段から見っていますが、文字が消えかけているものもあります。例えば、本覚寺の案内板は日当たりがよいので、日焼けで文字がほとんど読めませ

ん。そのような課題がある箇所も確認したほうがよいと思います。

横松委員 7ページの人と環境にやさしい徒歩と公共交通を中心としたまちづくり事業は、早急に取り組んでほしい課題です。コロナ禍の後、観光客が戻ってきており、非常に危険な場所があります。ある地域において、例えば土日など、時間帯を決めて道路を一方通行にするなどの斬新的で強力な取り組みを行わないと、危険にさらされている市民の日常生活が改善されません。もちろん観光客にとっても同様です。進捗状況は計画どおり進捗していないと認識されていますが、早急に、力を入れて進めてください。

事務局 鎌倉市交通マスタープランが、数十年改定がないため、オーバートーリズムの観点も含めて、昨年度から2ヶ年にわたって交通部門の方で改定をしているところです。マスタープランで大きな方針を定めた上で、各箇所において、今ご指摘のあったような課題などについてどうしていくべきか、観光部門と連携しながら、まずどこが一番課題なのか、今後精査をした上で対応していくことになると思います。

横松委員 本事業は進捗が遅く、毎回同じような回答であると感じます。例えば、長谷駅から高德院に向かう道では、来訪者が車道にはみ出しており、また、歩道と車道の間に段差が15cmほどあり、足を踏み外しやすい状況にあります。曜日によって混雑状況に差があるため、曜日や時間帯などに着目してきめ細かいルール化が求められ、早急に取り組んでほしいです。

村田委員 10年以上お願いしていますが、横須賀線ガード下の車道に中心線を引いてほしいです。中心線を引くと右左折がスムーズになり、渋滞が緩和されると思います。このような場所は市内各地あるので、交通関係の部局に配属された市の職員は、一度市内を歩いて実感してほしいです。

事務局 個別の具体的な課題については、担当課と共有していきます。第1期計画の課題で解消されていない課題は、第2期計画でも課題として位置づけていきます。着実に推進できるよう、歴史的風致維持向上計画にて進行管理をしたいと考えており、ご理解をお願いします。

大木委員 12ページの屋外広告物条例制定・運用事業について、駅前のドラッグストアの看板が大きすぎるのではないかという意見が様々な市民の方からも出ていていると感じます。駅前広場は小町通りや若宮大路の景観形成ガイドラインの対象エリア外ですか。

事務局 対象エリア外です。

大木委員 駅前広場は鎌倉の顔となる場所なので、鎌倉らしい風情に沿うよう考えていくべきだと考えます。

村田委員 駅前はこの度の衆議院選挙に向けて選挙演説をする人も多く見られ、また、東急ストア方面の細い道では、年に何回かイベントを行っている様子が見られます。このように、駅前は小町通りや若宮大路とは異なる、独特な地域になりつつあります。小町通りや若宮大路とは違った形の鎌倉らしい品位を保つため、市としての駅前のあり方について提案をした方がいいと考えます。

事務局 当該地域は景観形成ガイドラインのエリア外であり、屋外広告物条例では第5種地域、用途地域は商業地域となっています。駅前は公共性が高い空間であるため、当該ドラッグストアと協議を続けています。

また、屋内の広告物についても何らかの規制ができるような形で、景観計画などの改定も視野に入れつつ検討していきたいと考えています。

西村会長 ドラッグストア等の看板等に関するトラブルは全国的に発生しています。

今回のような課題が発生したときは、むしろ規制・基準等について検討するチャンスだと考えます。課題が発生していない際に規制強化をしようとしてもなかなか難しいものの、何らかの課題が発生した、このような規制について検討するよい機会であると思いますので、様々な検討を進めてほしいです。

大木委員 本件は、多くの市民が注目していると思います。

事務局 鎌倉市の屋外広告物条例は県の条例を運用してきましたが、令和4年から市の独自条例を施行しています。古都鎌倉や大船など、地域によって別々の基準を作成し、特定区域についてはより厳しい規制を行っております。

例えば、屋上看板への規制や古都鎌倉においてはデジタルサイネージ禁止などの規制があります。現状、広告物の大きさや色彩に関する基準はあるものの、規制が不足している観点もあると考えており、西村会長の発言にあるように、課題が発生したときを契機に条例等の規制の見直しも求められます。

また、個別の広告物に対する対応が非常に大切であり、例えば、銀行の看板を少し反転してもらい、レンタカー店の看板の色を変更するよう地域に配慮するようにお願いをするなどの対応を行っています。制度づくりと個別の広告物への対応の両輪で進め、鎌倉らしい景観を保全したいと考えています。

これまで小町通りと若宮大路は、地域の方と一緒に景観形成のルール作りを行ってきました。駅前には鎌倉の顔であるものの、小町通り・若宮大路にルールがないため、可能であれば地域の方と協働し、より良好な景観を形成するルール作りが課題であると認識をしました。

西村会長 様々なご意見をいただきました。各委員からいただいたご指摘を、素案として事務局で作ってもらい、私と小林副会長の方で確認します。このような流れでよいでしょうか。

委員 了承

西村会長 資料4のように、歴史まちづくりに関する市の施策が網羅的に分かる資料は珍しいと思います。様々な部局の歴史まちづくりに関する施策が、非常にコンパクトに全て分かるようなまとめは本当に大事だと思います。

イ 第2期計画の素案について

西村会長 第2期計画の素案について、事務局から説明をお願いします。

事務局 本日お配りしている資料で、事前にお伝えしたいことが2件ありますので、そちらをお伝えします。

素案は分厚いので、全てに目を通していただくことは難しいと思いますが、一部の写真において反映が間に合っていないところがあります。具体的には、124ページの「地蔵まつり」、157ページの「御成通りぼんぼり祭」、219ページの「極楽寺坂切通」の写真についてです。地蔵まつりは、現在の様子が分かる写真を載せる予定だったものの、外から見られるような、縁日のようなものが出店されていないため、写真の記録があまりありません。国には確認済みで、現在の様子がわかる写真は載せられないかもしれません。御成通りのぼんぼり祭については、先日、御成通りの商店会長より、開始当初の写真をいただけましたので、写真を反映します。また、極楽寺坂切通については、天気によって暗くなってしまう場所なので、よい写真が撮れていません。何度か撮影を試みており、よい写真が撮影出来次第反映します。

間に合わず申し訳ございませんが、よろしくお願いします。

また、第4章にて重点区域の位置を示しているページにおいて、お手元の資料は重点区域が一部欠けており、図の差し替えが会議に間に合わず申し訳ありませんでした。順次修正をしていきます。別途お配りしている資料のオレンジの区域が正しい重点区域になります。オンラインのご参加いただいている委員の方には、差し替え資料が間に合いませんでしたので、別途メールで送付いたします。連絡事項としては以上となります。

今画面で展開させていただいているパワーポイントを使い、素案について説明いたします。お手元の素案を使って説明すると長くなるため、申し訳ありませんが、画面を見ていただければと思います。

素案についての全体の策定の方針やどのような考えで策定したかということについて説明します。

第1期計画では、歴史的遺産と共生するまちづくりを推進するために、歴史まちづくり法という法律に基づいて平成27年の12月に作成し、運用をしてきました。令和7年度の3月で10年間の期間が満了となる計画として策定しましたが、半年間期間を延長させていただきます。

第1期計画が終わるにあたり、歴史的遺産と共生するまちづくりという鎌倉の継続的なテーマのもと、引き続きこちらの取り組みも継続し、第1期計画の振り返りもしながら、発展させていこうと第2計画を策定する運びとなりました。

策定するにあたり、検討の方向性についてスライド資料に示しています。これらの方向性が各章に反映されていく形になります。具体的は、方向性1として、歴史的風致の追加、掘り下げがあります。第1期計画の概要版の3ページと4ページに現状の歴史的風致について記載をしています。現状、6つ設定した歴史的風致をさらに発展させていくため、新たに歴史的風致を1つ加え、かつ、既存の歴史的風致を掘り下げる作業を進めました。その掘り下げをしていく中で、特に、現状の歴史的風致の範囲でありながら、現行の重点区域が展開されてないところについて、重点区域を拡大できないか検討しました。

続いて方向性2は事業についてです。先ほど進捗管理評価シートで第2期の事業について説明しました。事業は第2期計画の第6章に記載していますが、継続する事業や発展させる事業について検討をしていきました。

方向性3についても、同じく第6章の方で、検討を進めましたので、後ほど説明できればと思います。

方向性4は、第2章の歴史的風致に関わる場所です。第1期計画は、どちらかというと中世～近世ぐらいまでの時代について焦点を当て歴史的風致を記載していました。当然第1期計画にも近代の別荘文化などの記載はあるものの、近代から現代にかけての歴史にも焦点を当てていきたいと思い、第2章の方で検討をしました。

方向性5以降は割愛します。

計画の構成は第1期と第2期でほとんど変わっておりません。しかし、国のマニュアルの変更があり、第7章の歴史的風致形成建造物が2つの章に分かれました。大幅な内容の変更はありません。今回特に説明させていただきたいところは鎌倉市にこういった歴史的風致があるのか、第2章で書いている内容を説明できればと思います。歴史的風致がどのような区域にわたり、それが重点区域にどのように反映するのか、第2章の説明の後、第3章を飛ばして第4章を説明できればと思います。

第3章については、歴史的風致をどのように守り、より良くしていくかについて市の課題・現状及び方針を書いております。こちらについても、後ほど説明します。

第5章は、鎌倉市の課題・方針を、文化財の観点から記載したもので、3章と6章と重複する部分があり、本日は説明を割愛します。

第6章は重点区域内で行う事業を記載しています。事業の内容を簡単に紹介できればと思いますので、よろしくお願いいたします。

歴史的風致形成検討物については第7章で説明します。

早速ですが、第2章の鎌倉市の歴史的風致とはどのようなものなのか、事務局がどのような形で考えて作成しているか説明いたします。

検討の方向性と重複する部分がありますが、資料に示す3つのポイントで検討を進めました。まず始めに新しい歴史的風致の追加です。歴史的風致に加えられる建物あるいは活動について、どういったものが市内にあるのか改めてもう一度掘り起こして、各関係者の方からも聞き取り調査などを行い、検討を進めました。また、法定協議会に紐づく形で、西村会長と小林副会長、赤松委員、福岡委員、大木委員による検討部会を組織し、議論を行いました。その他、歴史的風致を追加する鎌倉山などで、市民参加のフィードワークを行い、意見交換の場を設けました。

続いて歴史的風致の掘り下げを特に行ったところですが、まず信仰についてです。

第1期計画では、社寺の祭礼・行事について厚く書いていたものの、地域の人たちの信仰についてはあまり焦点が当たっていなかったもので、地域の人が社寺などどのように関わっているのかについて掘り下げを行いました。

地域の人たちの活動については、歴史的建造物、鎌倉の景観や緑を地域の人々が守り、伝えていることが、鎌倉の大きな特徴と思いまして、そこについても要所で言及する形で掘り下げました。

日本遺産についても「モザイク画のまち」という視点を少し追加し、具体的には若宮大路周辺における営みにみる歴史的風致について言及しています。

その他、近・現代の歴史の掘り下げについてはこの後各章で説明できればと思います。

この10年間で国のマニュアルが一部変わり、対応することが増え、特に変わった点が3つあります。一番大きいのは、人々の活動が外から屋外で見られる、感じられる、感じられる範囲が歴史的風致の範囲であるとはっきりと定義がされたことです。例えばある神社におけるお祭りにおいては、音が聞こえるといった屋外から活動が感じられる範囲が歴史的風致の範囲と定義されました。このため、社寺における祭礼・行事や信仰にまつわる歴史的風致の茶色の範囲について、社寺の周辺の周りだけのみ歴史的風致の範囲が設定できなくなる箇所もあり、対応が必要になりました。2つ目は、歴史的風致を裏付ける根拠資料についてです。活動にしても建物にしても、50年以上の歴史があることが重要なポイントとなっています。

建物については既に調査が進んでおり、ほとんどの場合、50年以上歴史があることが分かる根拠資料見つけられました。一方、お祭りなどの活動などについては、50年前から行っているのかという根拠資料を、古写真・日記・社寺に残っている記録などを用いて提示することについて対応が求められたところです。

第1期計画で記載した建造物や活動は原則として第2期計画に引き継げるように、この国のマニュアルへの対応をしました。歴史的風致の範囲が外から見られる・感じられるものところの範囲で限定されてしまうため、いかに第1期計画の歴史的風

致を確保していくかというところにも重点を置いて検討を進めました。

その他には、昨年2月～3月頃に市民からの意見募集を行いました。3回に分けて行い、1回目の意見募集で鎌倉の歴史的風致を掘り起こすため、皆さんがどのようなところに鎌倉らしさを感じるのか伺いました。多くの意見をいただき、整理し、市民が鎌倉らしさを感じる場所についても考慮しながら、歴史的風致を検討しました。

ここから一つ一つの歴史的風致について説明できればと思います。

まず、「社寺における祭礼・行事や信仰にまつわる歴史的風致」は茶色の範囲です。先ほどから説明していますように、祭礼・行事などが外から見られる、感じられる範囲が歴史的風致の範囲であるため範囲が限定的です。例えば、神社であれば2ページの紫の範囲や、寺の行事は紫とピンクのところのみ歴史的風致の範囲がないように見えてしまうため、少し時間をかけて検討しました。

そこで、地域に根づく信仰に着目し、建長寺・円覚寺の托鉢や梵鐘が谷戸に響きがわたる音の風景について、鎌倉らしい歴史的風致ではないかと検討しました。さらに、それぞれの活動も深掘りし、鶴岡八幡宮における例大祭前日の触太鼓が市内全域を廻っており、これらを総合的に捉え、茶色で示した鎌倉の中心部全域に広がる範囲を歴史的風致の範囲とすることを確認させていただきました。

続きまして、「海にまつわる歴史的風致」については、近・現代の活動に焦点を当てていきたいと考えており、建造物や活動に着目しました。海辺におけるイベントはたくさんありますが、現在まで50年続くものがあまりありませんでした。イベントの中でも、一番特徴的である花火大会について今回は記載をさせていただきました。

歴史的風致の範囲は、花火の光や音を感じられる範囲として、およそ半径4kmを範囲としています。

続きまして、「若宮大路周辺における営みにみる歴史的風致」についてです。こちらでも少し苦労したところです。店舗の営業は、どこの観光地においても行われており、必ずしも鎌倉の歴史・伝統を反映した活動ではないという、国から厳しい指摘がありました。何が鎌倉らしいのか、もう一度掘り起こしをし、特に若宮大路の周辺のお店は、歴史的建造物もあれば、博古堂や豊島屋など老舗もありつつ、現代的な店舗も混ざり合っており、まさに日本遺産のテーマのようなモザイク画のような街並みや風情が感じられることが鎌倉らしさと考えました。さらに、第1期計画には記載がない事項ですが、若宮大路沿道での景観の保全・美化活動を市民・商店会・ボランティアの方の活動を取り上げ、店舗の活動と人々の美化活動などを合わせた範囲を歴史的風致の範囲をとらせていただきました。

また、ぼんぼり祭は小町通り、御成通りでも行われているため、御成通りの方まで歴史的風致の範囲が広がっています。

四つ目は新規に追加した歴史的風致です。第1期計画のときから記載しているように、江戸時代中期から鎌倉遊山が流行して、現在の鎌倉観光へつながっていることは既に皆様十分ご承知おきだと思います。現在まで遊山や観光がつながってきたのは、史跡・旧跡における地域や関係者の人たちによる保全・顕彰などの活動により守り伝えてきたことによるものと考え、新しく歴史的風致として加えることができました。

建造物については、まず、『新編鎌倉志』、『鎌倉名所図』、その他の紀行文に

掲載されている場所を、江戸時代の人々が遊山で楽しんでいた場所として地図に落とし込み、どのようなルートを通っていたのか大まかに把握しました。例えば大蔵幕府などルート上である建造物において残っていない建造物もあるものの、史跡・旧跡の歴史や存在を伝えるための石碑が鎌倉市内には多くあります。正式名称は史跡指導標といい、鎌倉青年会やそれにまつわる団体が作ったもので、そのような石碑を歴史的建造物とみなし、その位置をプロットしていきました。現存している建造物・史跡・旧跡はそのまま建造物とし、現存していなくとも史跡指導標や石碑が残っている場所はそれらを建造物として位置づけました。

活動については、江戸時代から今の観光につながる遊山が楽しまれてきた範囲に加え、先ほど申し上げた地域の人々の活動を活動と位置付け、ピンクの範囲を歴史的風致の範囲としました。

続きまして、「周遊観光にはじまる江ノ電にみる歴史的風致」についてです。建造物について、鉄道の設備自体が安全性の観点から更新されているものが多く、軌道を建造物としてみなすことができなかったのも、極楽洞や軌道上の工作物の橋梁や暗渠、極楽寺駅の旧駅舎を建造物として改めて定義をしました。

また、若宮大路における店舗の営業の話と繋がる場所もありますが、鉄道事業を営んでいるだけでは、歴史的風致を形成する活動とは言い難いです。このため、江ノ電と鎌倉らしさについて掘り下げました。緑や海、富士山を背景に江ノ電が走る光景に鎌倉らしさがあり、地域の足でありながら、江ノ電に乗ること自体が観光になっていることが特殊であると考え活動と位置づけました。歴史的風致の範囲は紫の範囲です。

続きまして、「別荘文化にはじまる歴史的風致」です。建造物は、元々別荘、住居として用いられてきた建造物で、民間所有のものである場合が多く、50年以上前から公開されている建造物や、外から見られる・感じられる活動が少ないです。しかし、別荘文化に由来する商業が、由比ガ浜、長谷、坂ノ下周辺に栄え、様々な商店があります。その他に、特に鎌倉山で住民の方による主体的なまちづくりが行われています。

それら以外にも、建造物や風土を地域の人やボランティア団体が保全しています。それらの活動を全てあわせ、別荘文化にはじまる50年以上続く活動として歴史的風致の範囲を黄色の範囲で示しています。

最後の歴史的風致は、「歴史的遺産と一体となった山稜の保全活動にみる歴史的風致」です。議論になるところではあると思いますが、山稜を建造物とみなせるのかについて説明します。「天然の要害」、「鎌倉城」という観点で、第1期計画では山稜を建造物としましたが、その点について国とも議論にはなっております。

必ずしも「鎌倉城」という地形のために、鎌倉幕府を置いたわけではないという見解が現在は主流になっています。このため、山稜を建造物として見なせないのではないか、という議論もありました。しかし、どのような視点で建造物として鎌倉の山を位置づけられるかを考えたときに、古都保存法の理念である歴史的風土について、図に示すように、市街地があり、社寺があり、その背景の山があることこそが他の地域の山とは違う、鎌倉ならではのものであると国とも協議を進め、建造物として認めていただくことができました。

山稜を建造物として位置付けたかった理由としては、聞き取り調査や市民の方の意見募集の中で、現在の鎌倉の緑は外から見たときに、中の樹木が繁茂すぎてしま

い樹木が細くなってしまうっており、土砂災害が増加する可能性があるという課題に関する意見が多く、これからは、緑の質を向上していく方策が求められたためです。このように、山稜を歴史的風致の範囲に位置づけをしたいため、人工の建造物ではないものの、建造物と同等の扱いを計画の中でさせていただきました。その結果、歴史的風致の範囲としては、このような範囲を取ります。

第4章については、重点区域の拡大を目指していく旨説明しましたように、このような形で広く、いくつもの歴史的風致を重ねることができたので、今まで範囲に入れられていなかった鎌倉山や海浜部分を新たに重点区域として拡大をさせていただきました。重点区域を拡大する意味としては、現状はまだ事業は行われてはいないものの、この先10年間、事業が展開される可能性があるところとして重点区域を拡大しています。

第3章以降は全体の構成のみ説明します。

第3章は、鎌倉市の歴史的風致をどのように守り、より良くしていくかについて、市が抱えている課題とそれにリンクするような形でその課題をどう解決していくのかという方針をまとめました。1つの課題に対しては1つの方針がリンクするような形で記載をしております。一つ一つ説明をすることはできませんが、6つのジャンルに分けて課題と方針を記載しています。

1つ目が、「歴史的建造物の保存活用」に関するものです。2つ目が、「歴史的建造物の周辺市街地の環境」に関するもので、交通や観光に関連するジャンルですが、市街地環境をどうしていくかという取り組みについてです。3つ目が「歴史的遺産を取り巻く自然環境」に関するもので、先ほど歴史的遺産と一体となった山稜の保全活動にみる歴史的風致においても話したトピックが入ってくるジャンルです。4つ目が「歴史的遺産の保存・公開活用」に関するものです。歴史的風致の形成を担っていると位置づけていない文化財や石碑のような未指定文化財をどうしていくかということや、第1期計画にも記載がある鎌倉市にふさわしい博物館基本構想についてもこちらの方針で示しております。5つ目が、地域の伝統文化の継承に関するものということで、第1期計画を引き継ぐような形で記載をしております。

最後は、「取り組みの計画的・持続的な推進」に関するもので、国の支援制度を活用することや組織体制について記載しました。

3章の最後に、推進体制について記載しており、第1期から少し推進体制が変わっているような状況です。

鎌倉の歴史・観光まちづくりについて記載していますが、まちづくりはこの10年間で変わってきています。今まではまちづくり部局と文化財部局で連携していたものが、観光部局との連携も必要になってきました。先ほどの鎌倉市にふさわしい博物館基本構想の話にもありましたが、生涯学習部局との連携も必要となり、さらに、様々な人たちが鎌倉の中で活動している現状をうまく生かしながら計画を推進していきたいと考え、最終的にまとめたものです。

第6章には記載しているものの、説明は割愛をさせていただければと思います。重点区域内で行う事業と市全域にて行うものを分けて記載をしております。

第7章は、「歴史的風致形成建造物の指定候補の追加」についてです。今までは基本的に鎌倉市が所有している建造物を歴史的風致形成建造物として指定をし、修繕などを進めてきました。第1期計画から10年経過する中で、民間の方が持っている建造物が老朽化してしまうため、赤枠で囲んでいるような建造物についても今後

支援を手厚くしていきたいと考えています。このため民間の方の所有しているもので、かつ、景観重要建築物等に指定されている建造物を歴史的風致形成建造物候補として記載させていただきました。

既に市では、景観重要建築物等に対して修繕にかかった費用の2分の1、5年で300万円の補助を行っています。しかし、耐震工事など大規模なものに対しては、対応できないので、大規模修繕が必要なものを精査し、歴史的風致形成建造物に指定し、国の補助金の活用などにより、建造物をより良くしていけるよう考えています。

素案についての説明は以上です。

西村会長 分厚い素案を短期間で作成いただきありがとうございます。

昨年3月の法定協議会でお認め頂きました第2期計画の全体的な方向性を文章化したものが今回の素案になります。

またその過程で、先ほど事務局からもありましたように、会長、副会長、ご参加の委員のうち、学識経験者が中心となって検討委員会を組織し、3回検討を行った結果が今回の素案です。追加で説明しますと、歴まち法において、計画期間は最長で10年であり、10年経過したのちは次期計画を策定しないといけず、今、次期計画の策定のタイミングであるということです。

さらに、通常このような自治体の計画は、このような委員会で協議して、市が運用するという流れになりますが、歴まち計画は国が補助金を出す事業計画であるという性格もあり、国が内容のチェックをすることになっています。それも国土交通省・農林水産省・文化庁に原案を持ち込み、事務局が説明し、様々な指摘を受ける仕組みになっており、このような仕組みは今までにあまりありませんでした。他の計画では県などが策定して県が国とやり取りするのですが、歴まち計画は国と市が直接やり取りすることになっており、非常に珍しい仕組みです。

国や県からすると、歴まち計画ではない通常のマスタープランでしたら、委員会等で決めればよいのですが、本計画は補助金を出す事業計画であるため、国がチェックし指摘をします。

鎌倉市は歴史的風致が多くあります。100以上の自治体が歴まち計画を策定する昨今は、様々な自治体があります。そうしますと、様々な事業に補助をしてもらうため、なるべく歴史的風致の範囲を広くとる自治体が増えてきます。国としては、歴史的風致の範囲を精査するため厳しいことを言うわけです。

例えば、古くからの道があって、これは歴史的な街道として計画に一付け、歴史的風致の範囲を確保するようなことをやらざるを得ないような自治体も結構あります。

このため様々な調査を鎌倉市でも行い、策定の日程が少し遅れています。本日はただ計画素案へのコメントを受けて、素案を修正し、パブリックコメントを行います。

パブリックコメントでいただいた意見への対応を事務局でまとめたものについて、5月頃に次の協議会で諮ります。しかし、5月頃の協議会については、最終的案の確認となるので、細かな対応が必要な事項は今回の協議会で意見をいただきたいです。

村田委員 鎌倉風致保存会で以前より活動しています。鎌倉市の世界遺産登録を目指していた際、イコモスの不記載勧告を受けた理由として、「武家の古都鎌倉」というコン

セプトであったことが理由であると思っています。登録を目指した当初は、「城塞都市鎌倉」というコンセプトで、鎌倉の緑を含む形でした。世界遺産の視察員に山稜や海浜部を案内した際に、欧州では城塞というと石造のイメージであるが、鎌倉における緑の城塞という考え方は非常にアジアらしく、自然の地形が城塞となったまちは珍しいと評価いただきました。その他、武家文化が栄えた痕跡はあまり鎌倉に残っていないため、「禅の発祥の地」のようなコンセプトであれば世界遺産登録が実現された可能性もあると思いました。

このあいだ、雪ノ下カトリック教会にて、鎌倉のキリスト教信者の歴史について講演をさせていただきました。東日本大震災ののち、仏教・神道・キリスト教の3つの宗教が合同で慰霊祭を行いました。世界の中で異なる宗教が、仲良く手を結んで一緒に行事を行うのは非常に珍しいと思います。今、世界では、異なる宗教の間で対立が起こっています。このような情勢下でこそ、異なる宗教が共存している世界的に珍しいまちであることなどを含め、コンセプトを練り直せば、世界遺産登録が実現するのではないかと思います。

モザイク画のまちという日本遺産のコンセプトについて、より多様性を組み込めるとよいと考えます。社寺における歴史的風致にキリスト教の歴史も含めていただきたいです。鎌倉におけるキリスト教の歴史は古く、別荘文化と結びつきます。明治の頃からベルツ博士が鎌倉の環境がよいと紹介し、外国人などが別荘を構えました。そうすると日曜日ごとに教会がないと困るわけです。それで造られたのがプロテスタントのハリスなんです。それからカトリック系の修道会も鎌倉に拠点を構え、戦前にフランス人の司祭たちが鎌倉に常駐していました。様々な修道会の拠点も終戦前後に次々できました。学校についても、市内外に栄光学園や白百合学園があり、キリスト教と鎌倉は縁があります。長崎に継いで面積当たりの教会の数は鎌倉が多いです。

そのようなことも別荘文化や社寺に係る歴史的風致に組み込めると思いますので、より多様性のある、モザイク画のまちといった観点を入れるようお願いします。

事務局 事務局でも、ハリス記念幼稚園の方に直接お話聞いて、計画にどのように盛り込むか検討してきました。モザイク画のまちというコンセプト故に、どの歴史的風致に入れるか悩みました。おっしゃるように、第1期計画にて別荘文化に関連してキリスト教について記載していた内容を、第2期計画ではより厚めに書かせていただきました。3宗教合同の慰霊祭についても、宗教の垣根が低いところが鎌倉らしいと考えましたが、行事の歴史は50年以上ではありません。このため、129ページのコラムに書きました。

村田委員 もう少しウェイトを置いて記載してもよいと思います。北鎌倉の光照寺にヒラリオ孫左衛門夫妻をかくまっていた記録があります。

事務局 貴重な情報をいただきありがとうございます。

横松委員 鎌倉市にふさわしいミュージアム基本構想について、鎌倉では発掘調査や中世の歴史の保存・展示は非常に熱心に行われています。しかし、村田委員も言及されていたような明治以降の別荘文化も鎌倉の景観・歴史の大きな特徴です。このたび、重点地区に入る鎌倉山については昭和初期に開発し分譲されてきた場所ですが、このような明治以降の洋風文化を展示する場所が非常に少ないと思います。以前に、歴史文化交流館の一室を鎌倉の特徴ある近代文化の展示室と出来ないか申し出たも

の、却下された経緯があります。近代の洋風文化を取り上げるスペースが少ないです。鎌倉市にふさわしいミュージアム基本構想の中に、明治以降のものを重点的に取り上げるスペースを設けて、鎌倉市民の豊富な人材を活用して協働で研究し、活発な議論と展示ができることは、市の活性化につながると考えていますので、是非検討していただきたいというのが一つです。

もう一つは、歴史的風致について、鎌倉における普通の人々の生活をどう扱うかについて検討の余地があります。明治以降の鎌倉の女性史を編纂する過程で、歴史に埋もれているような一般の市民たちが、建物だけでなく文化、風習、祭礼・行事などの歴史的風致を作り守ってきたという歴史をどう扱うかということです。難しいと思いますが、是非その辺を検討してほしいです。あるいは、国と協議をするとき、そういった歴史的風致の維持に関わってきた人、一般市民の人たちの扱いをどうするかということも是非今回の計画に入れていただきたいと思います。

余計なことかもしれませんが、先ほどの職員の方の説明がとても心に響きました。最近市の委員会などに出ると、外からコンサルタントの方が来て、説明したりすることが多く非常に響きにくいです。この度は市の職員の方が、苦勞して取り組まれ、議論してまとめてこられたことが伝わってきて熱を感じてとても嬉しいです。

大木委員 緑の質に重点を置くという説明に関連して、古都保存法を強調したのはよいと思います。山稜が建造物かどうかという禅問答のような国からの指摘の中、このような形でまとめてよいと思います。また、古都保存法制定60周年に歴まち計画が策定されるのも感慨深いと感じます。60周年に関連して何か取組はありますか。

村田委員 鎌倉風致保存会が行います。例えば、12月にきらら鎌倉でイベントを行う予定です。

事務局 市としても、歴まち計画や古都保存法制定60周年企画の費用は確保しています。鎌倉風致保存会との連携など、具体的な連携内容は決定していないものの、市でも60周年記念事業は行う予定です。

大木委員 この機会を逃さず、市民に対しての古都保存法の周知・啓発を行っていただけるとよいと思います。

第3章で市民との協働、官民連携などの推進体制について、具体的な活動にどのように反映されていきますか。鎌倉風致保存会が長年活動されているように、行政と市民との協働・共創について考え方を教えてください。

事務局 従前の推進体制図につきましては、あくまでも市民の方と意見をいただくという一歩通行の片方の矢印でした。しかし、今回の推進体制図は、現在においては様々な方々と連携をしてまちづくりを進めていかないと、物事が進まないという、非常に重要な観光まちづくりの考え方に基づいています。

市民や市民団体、事業者、鎌倉を応援してくれる方も含めて様々な方と連携していくコンセプトとして体制に入れていきたいと考えています。

ただ、こちらの第6章の方の事業は、具体的にどのように連携していくのかについてはこれから事業を進めながら検討・調整していくものと考えています。

考え方として、多様な主体と協働・共創して、一緒になって物事を進めていきたいということを、第2期計画の柱にしていきたいということです。

田中委員 本当にこの素案を、よく短い時間で作られたと思います。

説明を聞き、歴史的風致について近世にもスポットが当たってきたと感じました。鎌倉においては中世にスポットが当たることが多いと思いますが、今までスポット

が当たってこなかった時代についても取り上げ、計画に追加することは必要であると思っていました。現在極楽寺では、若い優秀な学芸員が多くいて、近代についても徐々に新たなことも分かりつつあります。このような新規に分かった内容も、歴史的風致の根拠や補強する材料として有効だと思います。

それから、市民との協働としてフィールドワークをしたとのことですが、回を重ねるごとに熱心な方やコアな方が分かってくると思います。そのため、1回、2回の単発的な企画で終わらずに、継続的に行って、その中から熱量を持った方や意識の高い方に協働の声掛けをするとよいのではないかと思います。

新たな歴史的風致について、非常によい視点で素晴らしいなと思います。

山稜部に関する歴史的風致について、現在と中世の山稜の様子は変わってきていると思います。中世は現在よりも木々の密度が疎であると思います。海浜地域に元々自生している木もありましたし、木々は薪などに利用するといった生活の一部として利用されてきた面もあります。その他、木々は防災の機能もありますが、中世と現在では、例えばここからも見える山の雰囲気は大分違うと思います。

江ノ電のファンの方で熱量が非常に高い知人がいて、橋梁の基礎や工事等のメンテナンス状況について大変詳しいので何かデータをいただけるのではないのでしょうか。

事務局 お話にありました江ノ電のファンの方にもヒアリングに行き、橋梁を建造物とすることなどについて意見をいただきました。

牧田委員 別荘文化について、鎌倉文士の存在や活動・貢献についても言及していただきたいです。（オンライン会議のチャット）

事務局 別荘文化の箇所において鎌倉文士の活動・貢献についても記載しています。鎌倉文士の活動は、現在までその当時のまま引き継がれているものは少ないため、鎌倉文士の精神性が現在まで引き継がれている行事を記載しています。追加できる内容があればご連絡をお願いいたします。

フィールドワークについて、令和8年度以降は鎌倉歴史文化交流館と連携し、市民や鎌倉を応援してくれる人々と一緒に、地域の埋もれた文化財・歴史的遺産を掘り起こしていく予定です。鎌倉市にふさわしい博物館基本計画の事業の1つです。

小林委員 鎌倉市にふさわしい博物館基本計画については、部局を横断的に連携して推進していきます。

西村会長 多くの意見をいただきました。追加で意見が無いようであれば、事務局で素案を修正して、内容のとりまとめの確認については会長、副会長に一任していただいてよいでしょうか。

委員一同 （意見なし）

ウ 第1期計画の最終評価の実施について

西村会長 第1期計画の最終評価の実施について事務局から説明をお願いします。

事務局 資料7をご覧ください。先ほど1つ目の議題でご議論いただきました進捗評価は毎年行うものですが、その評価と別に、5年目の中間評価と10年目の最終評価を行うことになっています。中間評価につきましては既に令和2年度に実施し、それに伴い一部計画を見直しました。

今回の最終評価ですが、10年間計画を運用する中での課題をしっかりと把握をして、

第2期計画の方に活かしていく目的で行います。

これまでのように、取り組みの課題・整理を進めてきたよう、評価シートに沿って整理し、5月に協議会で諮ります。その際に、最終評価シート素案について協議会でご議論いただいた上で内容を少し精査し、国へ提出します。

本日は2点ございます。

1つ目は、代表的な事業の評価について法定協議会以外の方に評価をいただき、評価結果を皆様にご議論してもらうというよう必要な仕組みになっておりますので、外部評価委員の選定についてお諮りしたいと考えています。外部評価委員については、市の歴史まちづくりや文化財について豊富な知識と経験を有する学識経験者から1名を選定します。人選は今後検討します。

2つ目は代表的な事業の選定についてです。国のマニュアル等を参考にした5つの視点から4つの事業を選定しました。1つ目は歴史的風致形成建造物保存整備事業です。鎌倉文学館、旧諸戸邸、御成小学校旧講堂など改修を進めていきたい建築物について事業化しており、外部評価をしていただこうと考えています。

2つ目としては、歴史的遺産をつなぐ散策路等整備事業につきまして、荏柄天神社の参道美装化、大町釈迦堂口切通の整備、ハイキングコースの整備について外部評価をしていただこうと考えています。それから3つ目としては、史跡環境整備事業として、例えば光明寺さんが本堂等の改修を行っており、重点事業にしておりますので、外部評価をしていただこうと考えています。最後に4つ目として、鎌倉市にふさわしい博物館整備事業です。上から3つはハード事業ですけれどもこれはソフト事業です。別紙の資料に代表的な事業の選定について考え方を示していますが、説明は割愛します。

西村会長 代表的な事業が資料に記載のある4つでよろしいか、また、代表的な事業の外部評価委員を1名選定することについて、オンラインの委員も含めて意見はありますか。

委員一同 (意見なし)

西村会長 最終評価について次回の協議会で説明いただけるということですか。

事務局 次回の審議会において、今回の進捗評価シートのような最終評価シートの形式で説明させていただきますので、ご審議をお願いします。

(3) 報告

ア 歴史まちづくりに関する今後の取組について

西村会長 歴史まちづくりに関する今後の取組について事務局から説明をお願いします。

事務局 横長のスケジュール表をご覧ください。

以前もお出しさせていただいているものですが、以前と変わったところを説明します。

上から6段目のように、令和8年9月まで計画を策定できるよう進めます。上から10段目の市民参加について、パブリックコメントが当初昨年末ぐらいに行う予定でしたが、3月から4月にかけて実施させていただきます。7段目での法定協議会につきましては、次回は5月を予定しております。皆様に最終評価案と計画案を審議いただきますのでご協力をお願いいたします。上から3段目の第1期計画の延長については、既に昨年の11月に皆様から了承いただいておりますが、これを来年

度の9月まで6ヶ月延ばす手続きを進めます。

西村会長 歴史まちづくりに関する今後の取組について意見はありますか。

委員一同 (意見なし)

イ その他

西村会長 その他の事項について事務局から説明をお願いします。

事務局 特段ありません。

西村会長 全体を通して、オンラインの委員も含め、意見はありますか。

委員一同 (意見なし)

西村会長 進行を事務局に返します。

(4) 閉会

事務局 皆様、本日は長時間にわたりまして熱心な議論をいただきましてありがとうございました。

本日いただきました意見を踏まえ、令和7年度の進行管理評価シートを取りまとめます。

また、第2期計画の素案についても修正し、今後庁内の手続きを経たのち、パブリックコメント実施したいと考えております。その他、第1期計画との最終評価の実施結果につきましては、5月の次回協議会においてご審議いただきたいと考えています。

議事や素案等について、特に第2期計画素案についてはお時間が取れませんでした。意見のある方は恐れ入りますが1週間後の2月13日頃を目安に事務局までメール等で連絡をいただければと思います。

これをもちまして、令和7年度第2回鎌倉市歴史的風致維持向上計画協議会を閉会します。

本日は長時間にわたりまして、どうもありがとうございました。

以上

鎌倉市歴史の風致維持向上計画協議会名簿

委員（敬称略）

区分		氏名	役職等	出欠
1	市民	大木 淳	公募	出席
2		岡 由雨子	公募	欠席
3	関係社寺	田中 密敬	極楽寺住職	出席
4		南 惣一郎	鶴岡八幡宮庶務課長	欠席
5	関係団体	村田 佳代子	公益財団法人鎌倉風致保存会常務理事	出席
6		横松 佐智子	公益財団法人鎌倉市公園協会理事	出席
7		牧田 知江子	公益社団法人鎌倉市観光協会専務理事	出席 (オンライン)
8		波多辺 弘三	鎌倉商工会議所専務理事	欠席
9	学識経験者	赤松 加寿江	國學院大学准教授	欠席
10		○小林 紀子	横浜市歴史博物館主任学芸員	欠席
11		◎西村 幸夫	國學院大学教授	出席
12		福岡 孝則	東京農業大学教授	欠席
13	関係機関 (神奈川県)	向原 浩和	県土整備局都市部都市整備課長	欠席
14		鹿島 美雪	教育局生涯学習部文化遺産課長	出席 (オンライン)
15		星名 隆	県土整備局藤沢土木事務所長	欠席
16	鎌倉市	小林 昭嗣	教育文化財部長	出席
17		能條 裕子	共生共創部長	欠席
18		古賀 久貴	都市景観部長	出席

◎は会長、○は副会長を示す。